

西都市インターンシップ奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターンシップ制度の導入を促進し、中小企業者の人材確保及び雇用機会の拡大を図るため、予算の範囲内において西都市インターンシップ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（専ら農業、林業又は漁業を営む者を除く。）をいう。）であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内の事業所において、インターンシップ（労働に対する対価を伴わない就業体験（免許、資格及び単位の取得を目的とした就業体験又は3親等以内の親族が経営する事業所での就業体験を除く。）をいう。以下同じ。）を行う学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校並びに海外の大学に在籍する者をいう。以下同じ。）の受入れを行ったこと。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、受け入れた学生1人につき1日当たり8,000円とし、同一年度内において1交付対象者が受け取ることのできる上限額は、8万円とする。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、インターンシップの受入れが終了した日から起算して14日を経過した日又は受入日が属する年度の末日いずれか早い日までに西都市インターンシップ奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) インターンシップ実施証明書（様式第2号）
- (2) 学生証の写し又は在学証明書
- (3) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、申請者に通知する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。